令和８年（フ）第１０４２号
大阪市城東区森之宮１丁目１番909号
破産者　ＢＩＧ　ＳＡＬＬこと　北村　和広
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０１号
高知市桜馬場９番12号
破産者　岡村安希子
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

令和７年（フ）第８２８号
東京都稲城市大丸181－８、開始決定時の住所千葉県流山市南流山８丁目22番地の11
破産者　市原　辰義
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０８６号
千葉県柏市名戸ケ谷１丁目７番43－７号　プリムヴェール207号、前住所長野県長野市大字小島416番地10
破産者　清水　勇佑
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２５７号
千葉県野田市岩名2015番地の39　ヴィラパレス川間壱番館102
破産者　芦澤　正行
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１６号
神奈川県座間市相模が丘２丁目１番26－207号　パルセ相模台
破産者　菅原真智子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第２１２号
茨城県石岡市高浜880番地
破産者　株式会社ヤマニ
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第９３号
三重県三重郡川越町大字豊田一色522番地
破産者　株式会社Ｍｏｔｔｏ．ｉｎｔｅｒａｃｔｉｖｅ
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第３２４号
三重県四日市市大治田二丁目17番16号
破産者　中部塗工有限会社
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第６１４号
兵庫県神戸市北区花山東町２　花山東団地17号棟206号室、開始決定時の住所北九州市小倉南区津田新町１丁目18番33号
破産者　板倉　眞司
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１４２３号
札幌市白石区米里５条１丁目11番11号　ハイツリバーパーク102号
破産者　浜田企志子（旧姓柳樂、小森）
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２０３６号
札幌市北区麻生町１丁目６番18－401号
破産者　井田　宏幸
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２６５６号
札幌市東区伏古10条５丁目１番13号
破産者　示村　珠実
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１３号
兵庫県赤穂市折方1001番地３
破産者　沖　　洋和
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第６号
秋田県能代市須田字街道上14番地３
破産者　石田　育美
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１５９号
京都市左京区静市市原町1325番地の37
破産者　黒井　伯一
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第２２６号
高知市高須東町６番25－307号
破産者　小笠原まり
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

免責許可決定

令和７年（フ）第４７号
千葉県館山市湊537番地の７
破産者　西田恵津子（旧姓小谷）
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和８年（フ）第１２号
千葉県安房郡鋸南町保田52番地　サニーフラット202
破産者　田代　茉央
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部破産係